

【検認対象の組合員の皆様へ】

(別紙2)

1 被扶養者の認定要件

扶養手当が支給されていない被扶養者（義務教育終了前の者を除く）の収入および生計維持関係の確認（検認）を行います。

【被扶養者の認定要件確認フロー】(別紙3)で要件を満たしているか確認してください。

被扶養者として認定できる場合は、次の(1)(2)の書類を提出してください。被扶養者として認定できない場合は、取消しの手続きを行ってください。

なお、新型コロナウイルスの影響で、雇用条件は変わらず時間外勤務等の増加により一時的に収入が増えた場合や、医療従事者でワクチン接種に従事したことにより認定要件の限度額を超えた場合は、引き続き被扶養者として認定できる手続きがあります。

【検認の提出書類】

(1) 令和5年度検認事務被扶養者申立書(別紙1)

※ 該当者が複数いる場合は、(別紙1)を両面コピーして御使用ください。

(2) 添付書類・・・(別紙1)4(1)から(3)の書類

(1)(2)の書類は、左上をホチキスでとめて、所属所に提出してください。

2 被扶養者の「市区町村発行の課税(非課税)証明書」

令和5年度(令和4年分)の証明書の原本が必要です。海外在住で証明書の発行が受けられない場合は、令和5年1月1日に日本に居住していなかったことがわかる書類(住民票の除票の写しの原本や、パスポートの写し等)が必要です。

3 配偶者・子・父母・祖父母・兄弟姉妹・孫 以外の被扶養者がいる場合

配偶者・子・父母・祖父母・兄弟姉妹・孫 以外の被扶養者は、同居が認定要件です。

申立日より3か月以内に発行された世帯全員の住民票の写し(続柄の記載があるもの)の原本または住民票記載事項証明書の原本を提出してください。(本籍、マイナンバーは不要)

4 被扶養者の収入

令和4年11月(または認定日)以降に、収入があった場合は、認定要件の限度額以内であってもその収入を確認できる書類(被扶養者名、支払者名等がわかるもの)が必要です。

【収入とみるもの】

給与(アルバイト、パート、日々雇用等・通勤手当含む)、雇用・失業保険、年金(厚生年金、共済年金、国民年金、基礎年金、遺族年金、障害年金、企業年金、個人年金、貯蓄型年金等)、年金生活者支援給付金、恩給、事業所得(事業、農業等)、不動産収入(家屋、駐車場等の賃貸)、株等の配当、利子(預貯金、有価証券等)、奨励金、訓練費、雑収入(原稿料、印税、講演料等)、傷病手当金等、恒常的な収入(税控除前の額)

【収入とみないもの】

退職金、不動産や株等を一回限りで全て売却した場合、出産手当金、支援金等1回限りで今後の収入がないもの

【裏面に続く】

5 別居している被扶養者がいる場合

生計維持関係を組合員からの送金により確認します。「被扶養者の収入額と、組合員および他の扶養義務者の送金額の合計」に占める組合員の送金額の割合が3分の1以上であることが必要です。

組合員の送金額の割合が3分の1以上でない場合は、認定できません。

6 組合員の他に扶養義務者がいる場合

【被扶養者の扶養義務者について】（別紙4）で他の扶養義務者を確認してください。

同居別居にかかわらず、収入が多い方、または送金額の多い方が扶養義務者となります。

組合員より収入や送金額の多い扶養義務者がいる場合は、原則認定できません。

7 検認が完了しない場合、遡って認定を取り消した場合

検認関係書類の未提出等で検認が完了しない場合は、遡って認定を取り消します。

その際は、取消日から被扶養者証は無効となります。遡及して取消した期間に医療機関等で被扶養者証を使用して受診した場合は、組合員に医療費を返還していただきます。

【被扶養者の収入確認に必要な書類】

提出書類	注意点
市区町村発行の 課税（非課税）証明書	認定を受けようとする被扶養者全員分が必要です。 源泉徴収票等は不可です。
最新の金額がわかる 年金決定・改定通知書等の写し	紛失している場合は、年金事務所等に再発行を依頼してください。 源泉徴収票等は不可です。
月額わかる給与明細書の写し	給与明細がない場合は、給与等支払証明書（別紙5）が必要です。 源泉徴収票等は不可です。 ※ 給与等の総支給額の合計が、原則月額 108,334 円未満まで。 60 歳以上の者、障害を支給事由とする給付の受給要件に該当する程度の障害を有する者は、年金額を含めて原則月額 150,000 円未満。
雇用保険受給資格者証の写し	第1面、第3面の写しが必要です。 ※ 日額 3,612 円未満。 60 歳以上の者、障害を支給事由とする給付の受給要件に該当する程度の障害を有する者は、年金額を含めて日額 5,000 円未満。